

平成29年度 第1回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成29年6月1日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2時00分開会

【会 長】それではただいまより、平成29年度第1回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、本日新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、事務局から新しい委員の紹介をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【区政情報課長】今年度もよろしくお願いいたします。

まず、今回区議会議員選出の委員のうち、佐藤佳一委員に代わりまして、5月23日付で新たに本審議会の委員として委嘱された方をご紹介します。川村のりあき委員でございます。

次に新しく委員になられた方に、現在の委員の方を紹介させていただきます。皆様、お座りいただいたままでお願いいたします。

まず、山口会長でございます。

小林副会長でございます。

布施委員でございます。

遅れてまいりますけれども、ひやま委員でございます。

井下田委員でございます。

三雲委員でございます。

伊藤委員でございます。

津吹委員でございます。

多田委員でございます。

鍋島委員でございます。

坂本委員でございます。

本日ご欠席でございますけれども、飯野委員がいらっしゃいます。

西村委員でございます。

金澤委員でございます。

続きまして、審議会の事務局の関係職員を紹介させていただきます。直接審議会を担当する川野辺情報公開主査、それから、岩崎主任、そして、私区政情報課長の村上でございます。今年度もよろしくお願いいたします。事務局からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会 長】ありがとうございました。

それでは議事に入る前に、本日の配付資料について事務局から確認をしていただきます。よ

ろしく願います。

【区政情報課長】まず、事前にお送りした資料でございますが、量が大変多うございまして申し訳ございません。お送りした資料でございますが、次第、次第の次に資料1から資料14までございます。なお、資料10につきましては、本日こうした黄色いファイリングにとじさせていただいたもので机上配付をさせていただきました。こちらが資料10でございます。また、追加で送付をさせていただいた資料といたしまして、資料1-1、それから参考資料の2-1、こちらを追加で送付させていただきました。ですが、念のため、本日も皆様の机上に配付をしてございます。

資料1から添付資料がございますので、1つずつ確認をしたいと思います。

まず、資料1には、本日机上配付をさせていただいた資料1-1、それから資料1-2、その1-2の裏面が資料1-3になってございます。そして、資料1-4、1-5、1-6までございます。資料2でございますけれども、資料2-1と資料2-2、それから参考資料の2-1ということで、本日机上配付をしたものがございます。

続きまして、資料3には資料3-1から資料3-3までついてございます。資料4には資料4-1、資料5には資料5-1と資料5-2、そして、参考資料の5-1がその後ろについてございます。資料6でございますけれども、資料6-1、それから資料6-2-1、裏面が資料6-2-2というふうになってございます。資料7には資料7-1が添付してございます。資料8には添付資料はございません。資料9でございますが、資料9-1と、それから資料9-2が添付してございます。

資料10でございますが、先ほどファイルで机上配付をさせていただいたものでございます。資料11、それから資料12には添付資料はございません。資料13でございます。資料13には、まず別紙1、それから資料13-1、資料13-2、資料13-3というものが添付してございます。資料14には、資料14-1から資料14-4まで、その後、参考資料14が添付してございます。

また、5月23日現在の委員名簿を、本日皆様の机上に配付をさせていただきました。資料の中で、もし、過不足等ございましたら、事務局にお伝えいただければというふうに思います。

次に、一番頭についてございます次第をご覧いただけますでしょうか。本日の進行についてでございます。資料1をまずご審議をいただきますけれども、その次に、出席理事者の関係で資料8の「アスベストの委託について」のご審議をいただきたいと存じます。その後、また資料2に戻っていただき、以降、次第の順に沿ってご審議をいただく予定でございます。よろし

くお願いいたします。

また本日、皆様のお手元に今年度開催の日程表を配付いたしました。ほぼ例年どおりの開催日程となっています。予備日を含めまして9回予定してございます。毎年この3月の予備日なのですが、急遽どうしても実施しなければいけない事業などがあつた際に開催をしており、通常は開催しておりませんでしたけれども、近年、マイナンバー制度等の導入もあり、審議内容が多岐にわたる、あるいは新規事業を審議しなければいけないということも想定されるため、今年度については、場合によっては3月のほうも開催をさせていただくこともあるかもしれませんので、また決まりましたらお知らせをしたいと思えます。

本日の審議会についても案件が多くて非常に申し訳ございませんが、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。私からは長くなりましたが、以上でございます。

【会長】ありがとうございました。何か配付された資料について、ご質問か不足はありますでしょうか。ないようでしたら、気付いた時に後でもご指摘いただければ、事務局で準備しますので、よろしくお願いいたします。

それでは審議を進めてまいります。説明される方は資料を読み上げるのだけではなくて、要点を説明していただいて、必要に応じて補足を加えるようお願いいたします。時間の協力をお願いいたします。

それでは、まず資料1「収納データ等作成業務などにおけるL G W A Nデータ伝送方式の導入に係る外部結合等について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【税務課長】それでは説明をさせていただきます。初めに事業の概要でございます。2ページをご覧ください。事業名担当課は記載のとおりでございます。次に目的でございます。区の公金収納事務を行うみずほ銀行の基幹システム更改に伴い開始されるL G W A Nデータ伝送に対応し、安全性の向上を図るためでございます。対象者は記載のとおりです。

次に事業概要です。資料1-2、このA4横判の資料をご覧ください。上部、水色の網かけ部分に記載してありますが現在の状況でございます。現在、新宿区とみずほ銀行間の公金収納データの受渡しは、媒体を使用して行っております。これはその下の記載、黄色網かけ部分、こちらに書いてありますとおり、中央の赤い点線枠、公金収納ネットワークサービスを利用し、新宿区とみずほ銀行間で収納データを、L G W A N回線を介してやりとりする方式にする、これが内容でございます。

そして、この赤い点線枠の部分、公金収納ネットワークサービスにアクセスするということで外部結合という諮問案件になりまして、このネットワークサービスの提供及び従前から行っ

ております収納データの作成の委託業務の報告がその次の報告案件になってございます。

2 ページにお戻りください。資料に記載のとおり、伝送化には2つのメリットがございます。

1 点目は安全性の向上です。現在の方式では媒体をトラックで運搬しているため、媒体の紛失、盗難等による情報漏洩リスクが潜在しています。この方式をデータ伝送方式にした場合、専用回線であるL G W A N回線を用いてデータ伝送するため、現状より高いレベルの安全性を確保できます。

2 点目は委託料の軽減です。平成30年度以降、みずほ銀行は収納データ等作成等に係る委託料の値上げを予定していますが、現在行っている媒体方式と比較し、L G W A Nデータ伝送方式では値上げ幅が少なく、委託料を軽減することができます。対象業務及び対象件数は記載のとおりです。

3 ページをご覧ください。外部結合について説明をいたします。保有課、登録業務の名称は記載のとおりです。結合される情報項目は、資料1-5に記載のとおりでございますので、後ほどご確認ください。結合の相手方はみずほ情報総研株式会社です。

続きまして、結合する理由です。公金収納ネットワークサービスによって、みずほ銀行の収納データを授受するためには、区のイントラネットパソコンと、みずほ情報総研が運用します公金収納ネットワークを接続する必要があるためです。結合の形態はL G W A N回線を利用したネットワークとの接続です。結合の開始時期及び期限は記載のとおりです。情報保護対策は記載のとおりでございます。まず、外部結合に当たっては、区及びみずほ情報総研株式会社は新宿区個人情報保護条例を遵守し、みずほ情報総研株式会社は地方公共団体システム機構が定めるガイドライン等を遵守いたします。収納データ等の電子ファイルのダウンロード及びアップロードを行う際はL G W A N回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行います。通信により授受するデータは暗号化を実施します。また、不正アクセス対策、コンピュータウイルス対策、アクセスログの管理、監視によるセキュリティ管理を実施します。イントラネットパソコン及び公金収納ネットワークサービスへのログイン時には、ユーザーID及びパスワードによるアクセス権限の確認を行います。

公金収納ネットワークサービスで使用しますデータセンターを所有している富士通エフ・アイ・ピー株式会社は、L G W A N-A S Pの認定を受けた事業者として、総合行政ネットワークA S P登録及び接続資格審査要領を満たすとともに、みずほ情報総研同様ガイドライン等を遵守いたします。さらに、みずほ情報総研は別紙の特記事項を富士通エフ・アイ・ピー株式会社に遵守させます。

データセンターに問題が生じた場合には、みずほ情報総研に帯同し、新宿区が立入調査を行うとともに、要綱等に基づき、新宿区が地方公共団体システム機構にデータセンターへの立入調査を要請いたします。

次に4ページをご覧ください。報告事項、収納データ等作成業務などに係る委託について説明いたします。保有課及び登録業務の名称は外部結合に係る諮問事項と同様でございます。委託先は株式会社みずほ銀行及びみずほ情報総研株式会社です。委託契約に当たり、区、株式会社みずほ銀行、みずほ情報総研株式会社の三者により、三者契約を締結いたします。委託に伴い事業者処理させる情報項目及び処理させる情報項目の記録媒体は記載のとおりでございます。

次に、委託理由です。みずほ銀行のシステム更改に伴い開始されるL G W A Nデータ伝送方式によるデータ授受に対応し、安全性の向上等を図るためです。委託の内容及び委託開始時期及び期限は記載のとおりです。

次に、委託に当たり区が行います情報保護対策です。区側の情報保護対策は、ウイルスチェック、ユーザーID及びパスワードによるアクセス権限の確認等を行います。契約書には特記事項を付し、個人情報の保護及び情報セキュリティに関して必要な措置をとらせます。また、必要に応じ、区が立入調査を行います。

受託業者に行わせます情報保護対策は外部結合の際の説明とほぼ重複するため、省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会 長】とにかくどういう構造かまだわからないのですけれども、今まで例えば、税務課なら税務課が住民税と自動車税の収納データを持っておられたのだらうと思うのですよね。誰が幾ら払ったかというのがあると思うのです。それを、みずほ銀行は、区が持っているのをみずほ銀行が関与するのは何をしているのですか。それがわからない、もともと。ご説明ください。

【税務課長】まず、新宿区の収納金、これを取り扱う金融機関としてみずほ銀行が指定されてございます。したがって、区の徴収金はみずほ銀行のほうに保管されて、誰が幾ら振り込んだかというデータをこれまでもみずほ銀行から媒体で区のほうに頂戴していた、そういうことになってございます。その媒体でもらっていた部分を伝送化してデータをいただく、こういう変更を加えたい、こういう諮問事項でございます。

【会 長】分かりました。みずほ銀行に特定されているということですね、振込先が。

【税務課長】そうです。

【会 長】分かりました。何かご質問かご意見がありましたらどうぞ。川村委員。

【川村委員】委員になったばかりで、いろいろ分からないところもありますので、済みません。お伺いしたいと思います。まず、現行方式よりもL GWANデータ伝送方式のほうが安全で、また今後の経費もかからないのだというご説明いただいて。確かに潜在的にはそういう危険があるのだというところは分かったのですけれども、当然、新しい方式のほうが安全だという、そこら辺のところをお伺いしたいと思います。

L GWAN回線ということでご説明いただいたとおりだとは思いますが、今、世界的にもウイルスですとかサイバー攻撃というところでお話がありまして、これは閉鎖形のネットワークだということなのですが、こういった点での現在までのそういった危険ですとか、そういった問題が起こったことがあるのか、ないのか。そして、今後、物理的にそういうことがないということはないとは思いますが、そういった点での安全性の認識をお伺いしておきたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】L GWAN方式によるネットワークに関する安全性のお尋ねということでございます。その辺、ちょっと私どもも気になりまして、文字面で書かれている情報対策はあるのですけれども、実態としてこれまで何か事故等があったかということをお伺いしたところ、このL GWAN発足以来、事故はないという回答を得ているところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】現在のところはそういった問題がないというところで理解しました。それで、あとは今回再委託ということではなくて三者契約ですということなのですが、この点でのご説明をもう少し詳しくお願いいたします。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】今回三者契約という形をとった理由についてのお尋ねでございます。形としては、区とみずほ銀行の契約をして、みずほ銀行がみずほ総研に再委託をする、こういう形態も考えられるところではございます。しかしながら、今回、区がみずほ総研が運用するシステムに直接アクセスをするという点を鑑みて、区が直接みずほ総研と契約をすることで、より強い指導、指示、情報安全対策がとれる、こういう判断をしたため、三者契約とさせていただいたところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】通常、再委託なのかなということで、今までの事例を拝見していたのですけれど

も、そういう点では、より強く安全を保障というか管理していくという観点でこのような契約にしたということで理解できました。

あと、ここからは実際のところでちょっとイメージが湧かないので詳しく伺いたいのですけれども、現在、MOでデータをトラック等で運搬というところで、今回新宿区のこの資料の1-2というのを今見ておりますけれども、ここのデータの部分の所をL G W A Nの所に載せてありますよということで分かるのですが、ここの下の黒い箱で囲んでいる各税務課、介護保険課、医療保険年金課、高齢者医療担当課という所でのデータの管理については、今までと変わりが無い、こういう理解でよろしいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【税務課長】データの管理という点では、最終的にはホストコンピュータ、ないしは小型イントラパソコン、小型システムで変わらないのですけれども、これまで媒体等はいったん会計室にガサッと届けられて、それが8階の情報システム課に行っていたものが、それぞれの課でそれぞれの課の所管する収納データをダウンロードして、8階の情報システム課に上げると、こういった業務の流れが少し変わります。

【会 長】川村委員。

【川村委員】データの流れがそういった形で変わるということで、その点は理解しました。安全性の確保と、またコスト面での検討ということで、今回の報告といたしますか、諮問ということですので、内容は理解できました。万全な対策で臨んでいただきたいと思います。以上です。

【会 長】他にご質問かご意見はございますか。よろしいですか。本件は外部結合については諮問事項で、業務委託については報告事項ですから、ご異議がないようでしたら、諮問事項については承認、報告事項については了承ということでよろしゅうございますか。では、本件はそういうことで終了いたします。ご苦労さまでした。

今税務課長からご説明いただいたけれども、他の課の方も全部そろって同じ内容の説明だったという理解でいいですね。ご苦労さまでした。

それでは、順番を変更しまして、資料8「アスベスト調査員派遣業務の委託について」であります。それではご説明をお願いいたします。どうぞ

【建築調整課長】建築調整課長を兼務しております、都市計画課長の野澤でございます。資料8をご覧ください。件名は「アスベスト調査員派遣業務の委託について」ということで、1枚おめくりいただきますと、事業の概要がございます。アスベストと申しますと皆さんご存じか

と思いますが、いわゆる石綿でございます。こちらの調査をする業務が委託の内容ということになります。目的としましては、アスベスト対策を推進するためということで書いてございますが、少しこの辺、制度の紹介をさせていただきたいと思います。

皆様もご存じだと思うのですが、アスベストが体に悪いということで、場合によっては肺がんになったりということがございます。こういったことで、かなり遡りますと、1975年、昭和50年から国のほうもアスベストの規制が始まりまして、当初はアスベストの含有率が5%を超えるようなものは制限されるというところがまずきっかけとしてございます。

その後、いろいろ制度を厳しくしていく中で、2004年、平成16年にはアスベストの含有量が1%規制、さらに2006年の平成18年度になりますと、基本的には全面禁止ということで、アスベスト含有量が0.1%を超えるものは造ってはだめと、基本的に建築物等につきましてはアスベストの使用禁止ということで今に至っているところでございます。私どもとしましても、以前こういった形で使われたアスベストを安全に除去していくための手立て、ご支援をさせていただきたいということで、こういった事業をやっているところでございます。今回の事業は、このアスベストがあるかどうかというものを、依頼を受けまして、調査員を、例えば、区民の方のお宅に派遣をして調査をするという業務でございます。

事業の概要の、下の事業内容のところにも書いてございますが、従来から、平成22年度からなのですが、従来は区民の方が例えば、そういう調査会社に依頼をしてご契約をしたときに、契約した金額に対して区から助成金を出すという制度だったのですが、なかなか煩雑で皆さんご苦労なさっているところを受けまして、今回制度を改正するというものです。何が違うのかというと、今までは個別に区民の方が直接業者さんと契約をする形となっていた内容を、区が直接そういう業者を派遣して、皆様方のほうは見ていただくだけだというように変更しているところでございます。そのために、アスベスト調査員がお宅に伺う中で、どちらの方だとか、お家の内容だとか、いわゆるプライバシーの内容を把握しますので、その内容を適切に管理するということにつきまして、特記事項による契約の内容で私どものほうは求めているというものでございます。ちょっと前置きが長くなりましたが、事業の概要は以上でございます。

それからさらに1枚おめくりいただきますと、調査員派遣業務の委託についてということで、今私が申し上げたこと、内容がこちらのほうに書いてございます。区から専門業者のほうに派遣を委託するという内容でございます。この中、中段のほうに委託の内容というのが1、2、3、4書いてございます。それから1つ置きまして、委託に当たり、区が行う情報保護対策ということで、契約に当たりましては特記事項でその辺を明記する。それから、業務終了後につ

いては、その情報をしっかり返却してください。場合によっては廃棄をしてくださいということとを相手のほうに義務づけを行います。その他、必要によっては区の職員が立ち入り、または書類等の内容を検査するというのも契約書の中でうたっているところでございます。

こういったことにつきまして、本年7月から実施したいということで、本審議会のほうにご報告を申し上げた次第でございます。報告は以上でございます。

【会 長】分かりました。以後継続というのは、今年は10件程度で、年間10件程度で毎年このまま継続するという意味ですね。

【建築調整課長】そのとおりでございます。

【会 長】分かりました。何かご質問かご意見がありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】この業者さんなのですけれども、当然専門的な知見を持っていらっしゃると思うのですが、調査だけではなくて、もしかすると、アスベスト除去等の施工、そういった工事というのですか、そういうものもする能力を持っている業者なのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】基本的には調査ができる会社ということで、発注をして、入札により決定をさせていただくということになります。ただ、工事も手掛けられるというところも、場合によってはあるということも想定されるところでございます

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】調査によってアスベストを含有している建物であるということが発見されたときには、その建物、もしくはその所有者の方というのは、業者にとって非常に有用な契約の申入れ先というのですか、アスベスト除去をうちでやりませんかという、そういうことが言える先になりますし、自分のところで工事していない場合に、こういう建物にアスベストがあるのだという情報は、専門業者にとって非常に有用な情報になってくると思うので、恐らくこの漏洩というのでしょうか、あるいは第三者提供というのでしょうか、そういうことは本当に現に防がなければいけないと思うのです。

そのときに気になってくるのが、特記事項の資料等の返還というところで、収集した資料とか情報、こういったものを返還したり、消去するタイミングが契約の終了後になっているのですね。そうすると、業者を選定した後、その選定した業者と区の関係が切れるまでの間は、それぞれ調査をした対象の建物であるとか、あるいは所有者に関する情報を保有し続けることができるという見方ができると思うのです。そうすると、先ほど申し上げたような懸念というのがどうしても出てきてしまうと思うので、やはりそれは各建物の調査業務を行う都度とか、

そういう形にしていかないと、突然身に覚えのないところからダイレクトメールが来るとかあるかもしれませんし、そのあたりに少し手を加えられたほうがいいのではないかと思うのですけれども。

【会 長】ご説明ください。

【建築調整課長】今のご指摘を踏まえた形で少し検討させていただくのと、廃棄につきましても、私どもはしっかり報告を求める形で、適正な運用を図っていきたいと考えてございます。

【会 長】これは、業者は1社を想定しているのですか。

【建築調整課長】こういった事が出来る業者は数ございますので、入札方式で選定をするということを想定してございます。

【会 長】年間10件というので、1年間同じ、来年どうするのかなとかいろいろなことを思うのですけれども。10件は1年間同じぐらいのつもりで選定する。

【建築調整課長】10件出来るということで、契約をしますので、その年度は同じ業者になるということになります。

【会 長】分かりました。他にご質問かご意見はございますか。ないようでしたら、これは報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

では、もとに戻りまして資料2「国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価書（素案）のパブリック・コメント等の実施結果について」であります。それでは説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】よろしく願いいたします。

それでは、私のほうから最初、資料2をご覧ください。最初に、本日、机上で配付しました参考資料2-1、このA4の横のものをご覧くださいませでしょうか。この後の案件、資料2、資料3、資料4と共通している部分でございますので、まずこれでご確認いただければと思います。

国民健康保険につきましては、平成30年4月に制度改革が行われまして、東京都も新たに保険者になるということで、資格管理の広域化ということが新たな業務として発生いたします。この参考資料2-1をご覧くださいませると、左のほうに「業務」というところがございます。下の新宿区というのは以前、こういう制度改革前も後も同じ業務を引き続き行うということでこちらのほうは変更ないのですが、上のほうの国保連という、東京都国民健康保険団体連合会の略でございますが、国保連のほうで東京都単位の区域での資格管理、それから高額医療費の

判定する際に、これも東京都単位の広域での多数回該当の管理をいたしますので、そのための業務委託を都内の区市町村が国保連に業務委託、共同委託をするということになります。

そのために、新たに国保連のほうから30年度から国保情報集約システム、右のほうになります。これは新たなシステムの運用スケジュールということになるのですが、国保情報集約システムという新しいシステムが国保連のほうで運用されることとなります。こちらのほうで資格管理をするということでございます。

下のほう、新宿区のシステムでございますが、29年度の欄を見ていただきますと、国民健康保険情報システム（国保情報トータルシステム）とございます。これはいわゆるホストシステムというところで、区の大型の電算機での処理をしている現行のシステムでございます。そのほか、滞納整理支援システム、電話催告システムというものも付属する業務としてシステムを利用しているところでございます。この国民健康保険情報集約システムにつきましては、30年4月に、先ほど言いました国保連での都の区域での資格管理をするために外部結合する必要があるということで、1つはこの案件ということでございます。

それからもう1つは、国保情報トータルシステムにつきましては、30年度の、31年2月のところにありますけれども、こちらから新しいシステムに再構築するということで、今度は標準システム及び外付システムというところにシステム運用を移行するということでございます。こちらは区の独自事務に対応するということで、こちらは資料3でご報告いたします、国民健康保険情報システム再構築の案件に係るところでございます。こちらも引き続き、国保連の、国保情報集約システムの外部結合を行うというところでございます。

この一連の運用の中で、最初に資料2でご説明するところは、特定個人情報保護、いわゆる個人番号の管理に関する特定個人情報保護評価を実施しました結果の報告でございます。これはこのシステム運用全体にかかわりまして、特定個人情報を扱うということで、先に特定個人情報保護評価を実施したところでございます。

それでは、恐れ入ります。資料2をご覧ください。件名「国民健康保険制度改革に伴う特定個人情報保護評価書（素案）のパブリック・コメント等の実施結果について」でございます。内容としましては報告ということでございます。

それでは、事業の概要をご覧ください。目的でございますけれども、特定個人情報保護評価の実施に伴いまして、パブリック・コメント及び「第三者点検」を実施いたしました。これは専門家機関による点検でございます。同時並行で行いました。それらの意見等を踏まえまして、個人情報保護評価（素案）を変更しまして、確定いたすために、これを個人情報保護委員会、

国の機関でございますが、そちらに提出するというところでございまして、その前に本会議に報告するというところでございます。

事業内容のところをご覧ください。概要でございます。こちらは既にパブリック・コメントを実施いたしまして、これにつきましては、1月の本審議会でお諮りしたところでございます。その意見等を踏まえまして、必要な変更を加えましたので、ご報告するものでございます。資料2-1をご覧ください。こちら、素案からの変更箇所一覧でございまして、全部で36項目でございます。一番左のナンバーをご覧ください。こちら、項番を振ったところでございます。全て内容の訂正等、重要な変更にあたる場所ではない軽微な変更ということでございます。

変更理由のところを見ていただきますと、第三者点検による変更、それから例えば、項番17番のところでは、これは表記の修正でございますが、自己点検による誤字の修正等でございます。特に当初との変更のところ、具体的なところでございますが、最後35番のところを見ていただきますと、具体的な管理方法のところでございますが、これは評価書をお付けしております155ページをご覧ください。こちらは赤字で記載しております。具体的な管理方法のところ、その下のほう、「国保総合PCにおける措置」というところをご覧ください。こちらの1段落目の下のほうに、また以下書いてあります。また、平成30年4月より、ユーザーIDパスワードによるユーザー認証及び生体認証、静脈認証を実施するという記載を素案に対して加えたところでございます。これは素案作成後、総務省のほうから情報システム強化対策等を示されまして、マイナンバー利用関係においては、2要素認証が必要と義務づけられたというところでございまして、今後の予定等を確認しましてここに記載を追加したというところでございます。

以上、主な変更箇所について簡単にご説明いたしました。なお、今回の変更に関しましては、パブリック・コメントの意見による修正はございませんでした。雑駁でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。ご報告ということでございます。

**【会長】**ご質問かご意見はございますか。よく分からないから質問も意見もないのではないですか。なかなか難しいです。一応とりあえず、何か補充的に委員に理解してもらいたいということはございませんか。どうぞ。

**【医療保険年金課長】**今後、この評価書については、本日審議会でご報告させていただいた後、国のほうの特定個人情報保護委員会に評価書を提出しまして、それから提出後、評価書を公表するという形で、個人番号の管理についてはこのようなセキュリティをとっているということを実施機関として宣言するような扱い、この評価書の位置づけはそういうことになりますので、

これは随時ホームページで公開すること及び窓口等で閲覧することで、こういった管理についてご確認いただきたい方にお見せするという形で処理するというところでございます。

【会長】いずれにしろ、国民健康保険のことですから、新宿区だけでの特殊性のある問題ではなく、各自治体、全国の各自治体共通の方法でやって、それを並べてみてその評価を第三者委員会が見ておられるわけでしょう。だから、全国的なレベルで統一されるようになっているわけですね、これは。だから、そういう意味では、新宿区がこの中で特別なことを何かやっているということではないですね。そういう理解だけで。

他に何かご質問かご意見はございますか。ないようでしたら、一応報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。

続きまして、資料3と資料4は関連の議題だということですので、2つあわせて審議をしたいと思います。それで、資料3、資料4を一緒にご説明いただいて、質問、ご意見はその両方について一緒にお受けするというにしたいと思います。

それでは資料3「国民健康保険情報システムの再構築について」と、資料4「国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合等について」であります。それでは2件についてご説明をお願いいたします。

【医療保険年金課長】最初に、資料3の「国民健康保険情報システムの再構築について」でございませう。資料の2ページ目をご覧ください。事業の概要でございませう。整備の経緯でございませう。現行のシステム、先ほど参考資料、資料2-1でご覧いただいたように、現行の国保情報トータルシステム、こちらは平成元年8月から稼働しておりまして、いずれもその都度必要な改修を経て現在にいたっているところでございませう。

一方、このシステムにはここにあります1から3までのような問題があります。1つは、今度30年4月からの制度改革への対応、それから、もともとこれは持っているところでございませうが、国民健康保険を管理するための記号番号、これは桁数が不足するというところで、番号の桁数を増やさないといけないという、非常に大きな改修が必要になってくる。その対応が非常に膨大な作業量が必要になってくるということ。

それから3つ目として、今後マイナンバーカードの普及ということに併せて、保険証として利用できるようになる、そういったことも見込まれているということもあります。そういうことの対応も想定すると、今のシステムというのは、これは基本的には職員が大きなところのプログラムを作成するという形で対応しているのですけれども、非常に大きな改修に耐えられないのではないかというところで検討したところでございませう。

また、制度改革に併せまして、新しく国のほうから無償提供するソフトウェア、市町村事務処理標準システムというものが提供されるということになりました。したがって、こちらを導入することによって、今後の国保制度改革への対応、それから、その後の制度改正等にも着実に対応できるのではないかとということで、新しいシステムを再構築するということで進めているところでございます。

開発の内容でございますが、インフラ基盤の整備から、以下こちらに記載のとおり、1から7までの業務を委託する、業務の開発を行うというところでございます。

続きまして、3ページ目は、個人情報システムの開発変更ということで、諮問事項ということでございますが、先ほど言いましたように、新しいシステムを構築するということでございまして、ここにありますように、新規開発、追加、変更の内容として7項目の変更を行うということでございます。開発等を委託する場合における個人情報保護対策としましては、契約における仕様書においてセキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守を明記する等の特記事項を付すこと。その他、テスト、データセットアップには職員が立ち会うということでの個人情報管理の対策等を実施するというところでございまして。

4ページをご覧ください。開発の期間でございますが、本年6月から来年31年1月までの開発期間でございますが、本稼働は平成31年2月からということでございます。なお、それに先立ちまして、本年、平成29年11月から実際のデータに基づいてのテスト検証を行うということも作業として行っていく予定でございます。

続きまして、業務委託、報告事項でございます。本件の開発に当たりましての業務委託内容でございます。5ページをご覧ください。委託先は株式会社日立システムズでございますが、表記のとおり、プライバシーマーク等の認証を取得している業者でございます。委託先に処理させる項目については、先ほど開発内容でお示ししました1から7までの項目に対応するところを委託するというところでございます。

それから、引き続きまして6ページをご覧ください。なお、この委託に当たりまして、再委託も実施いたしますので、こちら併せて報告いたします。再委託先は株式会社日立ソリューションズ西日本、それから日立INSソフトウェアでございます。こちらはそれぞれ開発に当たりまして、再委託の内容でございますが、日立ソリューションズ西日本が行う業務については、開発整備業務のうち、標準システムの宛名、連携、資格、付加、給付、収滞納の構築、設定に係る業務、保守業務を行います。それから、日立INSソフトウェアが行う業務としては、開発整備業務のうち、標準システム共通業務の構築設定に係る業務を行います。それから、保

守業務としてハード、ソフトの障害復旧等の業務を行うというところをございまして、再委託に当たりまして個人情報保護対策としましては、委託先の間との契約書には、特記事項を付することを義務づけるとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記するということと、4点の対策をとるということをございます。

再委託事業者における保護対策としましては、取扱責任者をあらかじめ指定し、区に報告する等、実際に運用等に当たる職員の状況を把握した上で、個人情報保護対策を徹底していくということを示しているところをございます。参考資料として特記事項、委託先との特記事項、それから資料1は再構築後の情報項目として扱う項目の一覧、それから、資料2は現行の情報項目を付けております。

最後に、横判のもの、新たな国保制度の仕組みと標準処理システムの関係というところで、これは国の資料をお付けしております。後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料4「国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合等について」をございます。おめくりいただきまして2ページ、事業の概要をご覧ください。先ほど簡単に説明しましたように、30年4月以降、都道府県単位、東京都単位での資格管理が必要になってくるということで、こちらの業務は国保連のほうに共同委託をするということで、そちらのシステムと外部結合する必要が生じるということでお諮りするところをございます。

事業内容の2、本件外部結合に係る主な事項をございます。国保情報集約システム連携ファイルの作成、取込機能の開発とか、各自治体との国保連との間の共同委託契約の締結、それから、国民健康保険情報システムと国保情報集約システム、専用線、LANを通じた外部結合を行うという3点をございます。

それでは資料3ページをご覧ください。こちらは諮問事項をございます。外部結合に伴いまして、システム開発を行いますので、その諮問をございます。記録される情報項目につきましては、先ほど国民健康保険で扱う資料項目のうち、資料4-1ということをご覧ください。外部結合で取り扱う資料をお示ししているところをございます。

それから、記録するコンピュータシステムは、国民健康保険情報システムと国保情報集約システムということをございます。新規開発、追加、変更の理由をございますが、先ほど申しましたように、都下での被保険者の資格管理と、高額医療費の多数回管理を行うこと。必要のために都道府県単位での事務処理を行うため、国が開発し、国保連が保有する国保情報集約システムを使用する。そのための外部結合を行う必要があるということをございます。この外部結

合につきましては、医療システム連携ファイルの作成、取込機能ということが新たに必要になりますので、そのための開発を行うというところでございます。開発、追加、変更の内容でございしますが、表記のとおりでございます。

こちらは開発等を委託する場合の個人情報保護対策がございしますが、こちらは区の職員が開発については具体的に実施を行いますので、委託は行わないところでございます。

開発変更の時期でございます。29年6月から30年2月までにシステムの連携テストを行いながら、30年4月に本稼働するというところでございます。

続きまして、報告資料の4ページをご覧ください。こちらは国保情報システムとの外部結合についての諮問ということでございます。先ほどから説明していますように、こちらは国保連のシステムと結合するというところでございます。取り扱います情報項目については、先ほどと同じ資料4-1をご覧ください。こちらは結合の開始時期と期間でございしますが、本年6月から現行の国保情報システムと国保情報集約システムとの連携テストを開始しまして、30年4月から本稼働、それから31年2月には、今度は区のほうのシステム再構築がありますので、再構築後のシステムとの連携を行うという段階になっておるところでございます。情報保護対策としましては、外部結合に当たってはこちら条例及びセキュリティポリシーに基づいて措置を行うというところでございますが、接続するネットワークは専用のLAN回線を使用するというので、特定の相手以外との通信はできないという設定になっているというところでございます。そのほか暗号化、ファイアウォール等々の9つの対策を講じるところでございます。

続きまして5ページをご覧ください。こちら、報告事項になります。「国民健康保険情報システムにおける国保情報集約システムとの外部結合に係る業務の委託について」というところでございます。こちらは、委託先は東京都国民健康保険団体連合会、国保連でございします。

委託をさせる情報項目については先ほど来説明している資料1に記載のとおりでございます。情報項目の記録媒体は電磁的媒体ということでございます。委託理由は、資格等情報を管理、運営するため、国保情報システムの管理者である国保連と委託契約を締結するというところでございます。委託内容ですが、被保険者の資格情報の集約管理に関する業務、高額療養費の多数回該当の判定に関する業務、その他2点がございします。

委託の開始時期は、平成29年7月1日を予定しておりまして、30年3月31日までということの1年間の契約ですが、以降継続して契約を結んでいくというところでございます。委託に当たって区が行う情報対策としましては6点挙がっております。掲げておりますので、ご覧いただければと思います。それから、情報対策としましても、6件記載しております。

続きまして6ページをご覧ください。こちらは報告事項でございまして、外部結合に係りまして、先ほど国保連のほうで再委託を実施するということをございまして、その再委託の報告です。再委託先は株式会社エヌ・ティ・ティ・データでございます。再委託させる理由でございますが、現在、国保連のシステムについては、エヌ・ティ・ティ・データが実際にシステムの保守等管理をしているということをございまして、こちらに再委託する必要があるということをございます。再委託の期間については、先ほどの国保連との委託と同じ時期でございます。情報保護対策については表記のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

【会 長】ご質問等、ご意見ございますか。鍋島委員。

【鍋島委員】すごいシステムで大変だと思ひますけれども、資料第3の5ページの再委託の開始時期及び期間の2のところ、以降継続となっております。それから、そのページの一番下の再委託事業者に行わせる情報保護対策のところの6番に、業務終了後はデータ媒体の返却消去報告書を提出させるとなっておりますけれども、上が継続となっておりますので、期限がいつなのか全くわからないのを教えてほしいです。

それともう1つそれと同じことが資料4の5ページに書いてあります。委託開始時期の期限や継続、それから一番下の行われる対策の6が終了後はというのが6番、同じ文言が書いてありまして、それから、その次の6ページにもこれと同じ項目で同じデータの返却というのがあります。それは継続ですと期限を決めていないので、その間にどういうことか報告させるとか、調査するとか、何かお考えなのかなと思ひてお聞きしています。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】これはいずれもデータの媒体を業者が持つとかいうのは、これは構築する間の必要なデータということでございます。その後の国保の運用場面に入ってきましたら、業者がデータを持つということはないので、実はこれは構築が終わったらデータを返却させるということでございます。保守業務自体は継続して行うのですけれども、業者がデータを持つということではなくて、開発のときに既存データを今のデータに、新しいデータに取り込むとか、そういった必要な整備、構築をしていく。その間だけ業者がデータを一時預かるような形になるということでございますので、その構築業務が終わったらデータを返却させるということでございます。ちょっと説明が足りなかったところがあるのですけれども、補足させていただきます。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】 そうすると、資料3は31年3月31日でこの業務終了のいろいろな手続をなさるわけですか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 資料3のほうは、新しいシステムを構築します31年2月までには資料のほうは返還していただくということでございます。2月以降はもう稼働が始まりますので、業者のほうは資料は持たないということでございます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 資料4も同じでございますね、3月31日の。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 資料4についても同じでございます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 みんな3月31日ですね。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 外部結合はもう少し期間が短いのですけれども、いずれにしても開発が終わりましたら返却をしていただくということでございます。

【会 長】 鍋島委員。

【鍋島委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 今のご説明の中のところが一番実は問題があつて聞こうと思ったのですけれども、開発業務、再開の業務とそれから保守業務、これは資料3の問題ですよ。資料3の問題で、5のところは再委託の内容として、要するに、再開の整備と保守業務と両方頼むということですよ。そこで個人情報はどう扱われて、どう保護されているかというのが、実は大切なので、その説明があまりない。全体の構造はわかったのですけれども、今の説明で鍋島委員の質問から関連して多少説明は受けたのですけれども、そこらはどういうふうにこの委託先が、個人情報にどういうふうに接触することになるのか、それをどう使うのかという辺りをもうちょっと説明していただきたいのですけれども、お願いします。

【医療保険年金課長】 これは、保守は実際に稼働後ということになってくるのですけれども、稼働後もいろいろな機械、システムのほうの修正とか、制度改革に伴って修正が行われるということもあるのですが、そういったものが正常に稼働しているかどうか、そういったところを保守業務として見ていただくということになるのです。その間、実際にデータとしてはもう既に区のシステムの中に保有されているデータということになるのですけれども、端末の中でそ

ういったものを見る機会というのは当然出てくる可能性があります。ただ、その際には必ず職員立会いの上でそういった保守業務を行うということで、個人情報の特に他の記録媒体に記録するとか、あるいはメモをとるとか、そういったようなことは防ぐというところで、個人情報保護としていくということです。

【会 長】再開発だとか保守業務というのはどこでやるのですか。庁舎内でやるのか、委託先が委託先の会社の事業所の中で何かパソコンで操作できるのか、そういうところから説明がないと、我々は何を考えていいかわからないのです。

【医療保険年金課長】保守につきましては、必ず区役所の庁舎内にありますシステムのある場所での保守ということでございます。会社からの遠隔で保守するとか、そういったことはございませんので。直接、ですから、本社、会社の業務請負を行っている本社のほうで同じ画面を見られるとか、そういったことではございませんので、あくまでもシステムがあるのは区役所の中でございまして、そこで保守を行っていただくということでございます。

【会 長】開発のほうですけれども、理論的な組立てはどのデータでないでもいいものぐらひは向こうの会社でやるのですか。何となく常識的に思うのですけれども、ここにデータの移行とかそういうことが書いてあるわけですよ。そういう生のデータ、いわゆる個人情報といわれるデータを委託先がどう扱うのか。開発の段階で普通最後はダミーデータを使うとかというのが今までずっと出てきているのに、今回はダミーデータの話も出ないまま移行します、というような提案なのですね。これはどうなっているのですか。

【医療保険年金課長】資格管理を継続して行うために、今のシステムで持っているデータを新しいシステムのほうに移す必要があります。それはあくまでも区の庁舎の中で行われるシステムの中でのデータの移行でございます。その業務委託についても庁舎の中で実施するというところでございます。

それから、当然移行されたデータがちゃんと新しいシステムで正常に稼働しているか、正しく移行されているかどうかというのも検証していかないといけないのですけれども、それは基本的には職員が行うわけなのですけれども、その辺の作業についても庁舎内で行うということでございまして、特に外部でそこを実施するということはございません。

【会 長】そういうところが重要なので、個人情報を保護するかどうかというのは、どこでやるのか。だから、日立の会社でできるみたいに向こうが理解して、急ぐから持って帰ってやってしまったのでは、何のためにこういう審議会にかけている意味がないので、それは本当に特記事項でも明確に書いて欲しいところなのです。どこでやるのだと。他に何かご質問かご意

見がございませんでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】資料3については、システムを再構築する、保守を行うと。資料4は、これは外部結合ということで、そうすると情報を、今までもそうだったと思うのですけれども、区と国保連で共有するということになるわけですね。その共有の仕方を新しいシステムで行うというところに変更があるわけなのですけれども、そうすると、情報連携業務というものは常に行われるということになると思うので、先ほどの鍋島委員に対するご回答として、業務があるところで終わるので、すぐそこで返してもらえという話はあったのですけれども、そうではなくて、この情報連携によって共有した情報は、常に国保連のほうに集約されて、蓄積されていくという、そういう理解でよろしいわけですね。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】これは資格が変動するたびに、資格データを更新していくということで、随時新しい状態にしていくということでの連携をしていくということになります。それで、具体的には専用回線を通して、先ほどありましたダウンロード、アップロードというような形で随時行っていくという、そういう運用になってくるというところでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】この外部結合に関しては、再委託がなされていて、エヌ・ティ・ティ・データなのですけれども、これはデータが置かれるサーバというのでしょうか、そういうコンピュータというのは、これはエヌ・ティ・ティ・データの所有に係るものなのか、それとも国保連のそれに係るものをエヌ・ティ・ティ・データがその業務として操作する、これはいずれなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】こちら、システムは国保連のシステムでございまして、そちらの運用管理、保守をエヌ・ティ・ティ・データに委託しているために、当然再委託として必要になってくるということでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】そうすると、データセンターとして国保連が自分のその建物の中に持っているものであって、よくこういうエヌ・ティ・ティ・データはデータセンターを持っていて、一部切り出してよその会社さんの業務のために使うこともあるわけなのですけれども、それはどちらなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】 データセンターも国保連内にあるということで、国保連のデータセンターというところでございます。

【会 長】 先ほどの質問の続きみたいなものですが、資料3の5ページの一番下を見ると6に、データ媒体を返却すると書いてある、業務終了後、データ媒体を返却、データ媒体を渡さないというものではないですか。そうはっきり書いてもらったほうがいいのですけれども、そうしたら。先ほどのご説明ですと、データ媒体は向こうに与えないわけでしょう。与えないのであって、与えたものを返却してもらうという手続はないのではないですか。

【医療保険年金課長】 ご指摘のとおり、データ媒体を渡さないということですので、ちょっとこの書き方は本件には適さないので、ここは恐れ入ります、修正させていただきたいと思えます。渡さないということです、もともと。

【会 長】 もともとデータを渡さないと書いてもらいたいわけですが、こういうのを出すときに。そうすれば、庁舎内で職員さんの横で何か作業するのかなと、それならみんな了解ということでわかるけれども、データ媒体を渡すということになると、やはりみんなどうしようと、こうなるわけです。わかりました。今のはデータ媒体を渡さないということですね。

【医療保険年金課長】 渡さないということです。

【会 長】 それなら分かります。鍋島委員。

【鍋島委員】 今聞いていましたら、ここではなるべく再委託は避けましょうという感じできていますけれども、そうすると、もうこういうシステムができてしまった後は、これはこの職員のほうでなさるから、エヌ・ティ・ティ・データ株式会社のほうは作るまでで、運用はここではないというお話ですので、そうすると、委託先だけでいいのではないかなと簡単な考えで思いますが、なるべく再委託は避けましょうと。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 再委託する内容は、システムの保守に係る部分ですので、実際の運用はもちろん職員が、資格管理とかのシステムの運用は職員が行うのですけれども、システムの障害が生じたときの対策、対応だとか、あるいは、何かシステム上のことで疑問が生じたときの支援だとか、そういったことは委託するというところでございます。その際に、個人情報に触れる、要は画面を見る可能性もありますので、対策をとってご報告するというところでございます。

【会 長】 他にご質問かご意見はございますか。川村委員。

【川村委員】 何点か質問したいと思います。

【会 長】 その場合に資料3か4かはっきりしてください、質問を。

【川村委員】 分かりました。意見から。3のほうにつきましては、国保証とマイナンバーカードの一体化ということを前提としてのシステム開発というところでは、もともと医師会でも医療情報等々については一緒にする必要はないのではないかということで意見も出されておりますけれども、これを一体化していくということについては、これは賛成できないということもともと申し上げてあります。

それで、関連しての資料ということで、そのスタンスがはっきりしたところで何点かお伺いしたのですが。資料3-3というところで、国保保険者標準事務処理システムというところで、新宿だけでシステムを持っているとコスト的にも、あと全体のシステムとしても齟齬がありますよというところでご説明いただいたのですが、これは都道府県、市町村に無償で配付することですけれども、国保保険者標準事務処理システムということの一番下のところでは、既存の国保事業報告システムというところもこれは体系に編入して連携しますよというところで書いてあるのですけれども、今までのシステムの運用上の負担と、あとはこの無償で配付されていくというところでのこのシステムの負担というところでは、どのような変化があるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 一番大きなところは、制度改正等があったときの改修なのですけれども、今までのシステムではこれは改修内容を把握しまして、職員が具体的には情報システム課のほうに依頼する形になるのですけれども、プログラムの修正を行うということもございます。今度の標準処理システムにつきましては、この制度改正等に伴う改修は国のほうで行うということですので、具体的に区のほうに負担が出てこないというところがございます。そこが一番運用上、我々運用するほうからすると一番大きなメリット、負担の軽減になる部分かなと考えております。

【会 長】 川村委員。

【川村委員】 そうすると、事務処理上の負担が、これも大変なことだというのは、制度の改正がなかなか実行される前に内容もおとりてこないということも多々あるだけに、大変だということではよく理解しているところではありますが、そういったメリットがあるということは理解できました。事務的な負担ということでは理解したのですけれども、質問した中での費用上の負担とか、そういったところではいかがでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】費用としては、今情報システム課職員等が対応しているところがありまして、そこは職員の人件費というところになってくるので、直接委託経費としては出てこない部分があるのですけれども、新たにこういったシステムを構築しますと、これは業者委託で構築するという部分、ソフトシステムは無償で提供されるのですけれども、それを動かすためのハードウェア等の機器については調達しないといけないとか、そういったところでの負担は出てくるというところでございまして、これは新たなそういう経費負担が出てくるというところでございます。

ただ、それに係る職員については、いくらか直接的な職員の必要はなくなってくるというところでの効果も一方であるというところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】具体的な負担の軽減の内容というのは理解できました。あと、この外部結合、資料4ですか。こちらの外部結合等についてというところで、この中で最後のほう、再委託先というところでエヌ・ティ・ティ・データということがあります。この間の報道でもされているとおりですから、重大な情報漏洩等々があったところでもあるのですけれども、その後のこちらのほう、再委託先として選定してきたというところでの事業者の評価などについてお伺いしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】こちら先ほど申し上げましたけれども、国保連が所有するシステムをエヌ・ティ・ティ・データシステム株式会社が構築、保守、管理を行っているというところでございまして、国保連のほうにおいて、そちらの当然管理については適正に実施しているというところでございまして、そういうところで再委託先としてこちら併せて指定したところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】分かりました。あと、一応再委託先についての情報保護対策というところで、資料3、4があるわけですがけれども、こちらのほうの立入りを含めましてチェックの体制についても一度細かくお伺いしたいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】具体的に実際の個人情報の取扱いについて立入調査等を行うことを権限として契約上明記しておきまして、区のほうで必要と認めたときに実施するというところでございまして、実地に赴いて、実際にどういった管理状況なのかということを確認することもで

きるようにしておくというところでございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】先ほどのエヌ・ティ・ティ・データのところでは、そちらに入っている業者さんがそういった問題を起こしたというところですので、今の立入りのことの内容もお伺いしましたけれども、所得情報を含めて、本当に重大な個人情報扱われているというところですので、万全の体制で臨んでいただきたいというふうに思います。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】資料3の件なのですけれども、テストとデータセットアップに区職員が立ち会うというふうを書いてありまして、先ほども「データ媒体を返却し」という表記についてちょっといろいろ話があったのですけれども、これは、セットアップ自体は職員がやるわけではないということは、1回データがその業者のほうに渡るといふふうに考えられるのかなとも思ったのですけれども。例えば、セットアップしているときに、業者が持っているパソコンで、そのコンピュータでセットアップをするという、そういう可能性は十分あり得るかなというふうに思ったのですけれども、その辺というのは、これはもう区にあるコンピュータで開発をしてやるという、それだけ。立ち会うというふうに書いてあるから、ちょっとそういうふうなこともあるのかなと思ったのですけれども、その辺はどうなのですか。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】ハードは、サーバ等の機器は、区のほうに実装する機器ですので、その中でセットアップの作業をするということですので、業者の持ち込んだパソコンが介在することはないということでございます。

【会 長】伊藤委員。

【伊藤委員】ありがとうございます。あと、ちょっと関連するところで、個人情報を庁内外へ持ち出さないというのと、データ媒体を返却してという、ここがちょっとおかしいのではないかという、さっきはそういう話だったと思うのですけれども、このデータ媒体自体は共有される可能性はあるのかなと、これもちょっと思っていました。例えば、ダミーデータの情報だったりとか、新宿区特有のシステムの情報だったりというのは、事前に共有しておいたほうが、例えば、開発がしやすいみたいな話もあって。これは個人情報以外のデータ媒体というのを返却し、消去報告書を提出させるという、そういう意味なのかなとも思ったのですけれども。一切データ媒体を渡さないという話ではなかったのかなとも思ったのですけれども、その辺というのはどうでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 実際、構築の場面でデータ媒体を使って何か情報をやりとりするということは、基本的にはないと。ただ、業者と事務連絡をする、日程調整だとか、メールでのやりとりとか、そういうことはあるかと思うのですけれども、直接データ媒体を渡して処理するということは想定されないところがございます。

【会 長】 よろしいですか。三雲委員。

【三雲委員】 先ほどのやりとりを聞いていてよく分からなくなってもう1回ご質問差しあげたいのですが、資料4の関係で、6ページ目ですね。エヌ・ティ・ティ・データに対しての再委託の内容で、2番の稼働環境に係る設定作業、これは分かるのですけれども、1番の情報連携業務というのは、これは設定が終わった後ですよ。いただいている資料3-3の絵の裏側のほうを見ると、国保情報集約システムというものと、市町村の端末とがつながるといことは分かるのですけれども、そうすると、このつながっているところが情報連携だと私は理解しているのですが、そこにエヌ・ティ・ティ・データはどういうふうに関与するのか教えてください。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 こちらは具体的には、連携データのテストの際に業者が関与するということをごさいます。通常、日常の業務運用の中では連携自体は関与しないところなのですが、最初のテストのところ、最初の区のシステムでも外部提供のための結合のところは開発するということがありますので、そのテストを行うところで関与してくるということをごさいます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 それは2番の設定作業等のうちの運用テストに当たるお話ではないかと思うのですが、それに加えて何か違うテストというのがあるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【医療保険年金課長】 テストを伴って必要な調整等を行うところが連携業務ということになるかと思えます。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 そうすると、その前の再委託の委託のほうに、これは国保連との関係でも3番で、情報連携業務というふうになっていて、国保連にお願いする情報連携業務と、再委託の情報連携業務は全く同じ記載の仕方なのですけれども、違わなければ変ですよ。違うのか、同じなの

かこれはどちらなのでしょう。

【会 長】ご説明ください。

【医療保険年金課長】失礼しました。ちょっと記載が不十分なところがありまして、国保連との関係では常時連携しているという、そういう連携してデータを扱うという業務内容の委託。それから、先ほどの再委託のところは、開発に伴ってテストを行うという、連携環境についての調整等を行う、そういう意味合いですね。違った業務内容です。同じ連携業務と書いてありますけれども、違う内容になってくるというところがございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】ということは、エヌ・ティ・ティ・データにお願いしなければならない、あるいは、お願いして触ってもらっていい範囲というのは限定しなければいけないわけなので、当然契約書の書きぶりも変わってくるでしょうし、ここも当然変えていただく必要があると思うのです。そこはしっかり縮小していただけたらうれしいです。

【会 長】ご説明ください。

【区政情報課長】今それぞれの委員からご指摘がございましたので、この資料の3と4については、先ほどの例えば、データをそもそも持ち出さないという記載ですとか、今三雲委員からご指摘がありましたが、委託の内容と再委託の内容をきちんと整理した上で、それぞれどういった情報を扱うのかということについて、再度整理させていただきたいというふうに思います。次回、修正した内容については、またご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

一応ちょっと確認をさせていただきたいのですが、作業自体が6月中に準備を進める部分がございますので、それについては進められる部分については進めさせていただきたいというふうには思いますけれども、この辺の説明をもう一度次回、資料を直した上でさせていただければと思います。

【会 長】いずれにしろ、諮問事項を中途半端で承認というわけにはいかないのです、今の業務委託の関係は報告事項ですから、もう少し何かご質問がありまして、今のようなことが出ていますので、特記事項というのは委託関係ですね。委託と再委託の関係の項目について、多少変更して、今この場で変更できないというのだったら、次回に追加で報告してもらおうということで、それを条件に了承ということも考えますけれども。諮問事項について、誰かが意見かご質問がまだあるのであれば、ちょっとそういう処理ができないのです。何か他にご質問かご意見がありましたらどうぞ。ないですか。そうすると、諮問事項については諮問どおり承認いたし

まして、それから報告事項については修正部分をもう一度修正していただいて、次回に報告すると。内容はきょう、審議会で出た内容に変更していただくという前提で、変更していただくことを条件に了承するという形にしようと思えますけれども。

それで、資料3と資料4がありますので、1つずつ一応お諮りします。資料3につきましての諮問事項、システムの再構築について賛否を諮りますけれども、何か反対の方はいらっしゃいますでしょうか。反対でも、どちらでも、棄権でもいいです。一応反対の方を聞きましょう。反対の方はありますか。なければ承認ということで。先ほどちょっと意見が出ましたよね。一部反対という意見が出ていますので、一応その部分は反対の理由はわかっていると思えますので、発言がありましたので、その分1名反対ということで、その他の方は承認ということでよろしゅうございますか。川村委員。

【川村委員】先ほどのいわゆるマイナンバーとの関係、あるいは国民健康保険証と、そこを一体にしていくよというところでは、その点は当然反対なのではけれども、区での、今までしてあったシステム情報上の負担、それが軽減されるということですか、そういった点を考慮しまして賛成ということにしたいと思えます。

【会 長】賛成、反対。

【川村委員】賛成です。

【会 長】賛成。だから、議案そのものについての反対ではないのですね。その前提となる制度について反対だったのだけれども、趣旨は分かるのです。それはそういうことは反対だけれども、この諮問事項については賛成ということで。そうすると、一応全員賛成ということで承認いたします。資料3の諮問事項について承認、それから、報告事項についても了承、条件つきではありますが了承と。それから資料4につきまして、一応諮問事項についてもご意見を聞きますけれども、反対の方がいらっしゃいましたら反対の挙手をお願いいたします。なければ承認ということでよろしゅうございますか。

では、資料4も外部結合につきましては承認、それから、委託につきましては再委託も入れてですけれども、条件つきで。先ほどの、修正するという条件つきで了承ということにいたします。それでよろしゅうございますか。本件、資料3と資料4はこれもちまして終了ということにいたします。ご苦労さまでした。

続きまして資料5と資料6がまた関連しているそうなので、一応資料5と資料6について説明を受けまして、質問、意見も両方についてお受けしたいと思えます。それでは資料5「後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の修正について」であ

ります。それから資料6「葬祭費支給事務における個人番号の利用開始に伴う後期高齢者医療システムの情報項目の追加について」であります。それでは2件まとめてご説明ください。

【高齢者医療担当課長】 それでは、資料5「後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書の修正について」の説明をさせていただきます。初めに、事業の概要を説明いたしますので2ページをご覧ください。事業名、担当課につきましては記載のとおりでございます。

次に目的でございます。平成29年7月から葬祭費の給付事務によって、個人情報の利用を開始することに伴い、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書の修正を行うためでございます。対象は記載のとおりでございます。

次に事業概要でございます。後期高齢者医療制度に基づく事務は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、東京都後期高齢者医療広域連合、以下広域連合としますが、運営主体として実施している事務であるとともに、番号法に基づく事務となっております。新宿区では番号法の施行、28年1月より後期高齢者医療に関する事務を、番号法に基づく事務として位置づけまして、特定個人情報保護評価書を公表してございます。しかし、その時点では、葬祭費の給付事務について、広域連合の条例で定めることとされていたために、個人情報を記載しなかったところでございます。現在、葬祭費の給付事務につきましては、区は広域連合から事務委託を受けて処理しているため、個人の給付情報は広域連合に提供してございません。情報の流れ、イメージは資料5-1をご覧ください。めくっていただきますと、資料5-1の上段が現在の状況でございまして、後期高齢者医療広域連合を新宿区の同一部署とみなす範囲の中で利用しているということでございますが、葬祭費給付情報については除かれてございます。

また戻っていただきまして、しかし、平成29年7月以降は葬祭費の給付情報が番号法に基づく情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象となっております。そのため、葬祭費給付事務の実施主体である広域連合へ被保険者の葬祭費の給付情報、法定給付分を提供する必要が生じたものでございます。

当該の申請は、法定給付分5万円と、それから区の独自上乗せ分2万円、合計7万円を1つの申請で一括して支給してございます。情報の流れ、イメージでございますけれども、7月からの流れ、イメージにつきましては、今の資料5-1の下段の部分をご覧ください。上段の部分との違いは、葬祭費給付情報を含めた連携ということになってございます。

続きまして資料5-2でございますが、特定個人情報保護評価書の裏面の1をご覧ください。特定個人情報ファイルを取り扱う事務の中の②事務の概要に、4番の葬祭費支給に関する申

請・届出の受付。そして、3番の個人番号の利用、法令上の根拠に新宿区における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条、別表実施機関が区長の項の事務の欄第7号を追記する処置を行うものでございます。以上で資料5の説明を終了いたします。

続きまして、資料6でございます。「葬祭費支給事務における個人情報の利用開始に伴う後期高齢者医療システムの情報項目の追加等について」のご説明でございます。2ページをご覧ください。事業名、担当課は記載のとおりでございます。

次に目的でございます。平成29年7月から後期高齢者医療制度の葬祭費事務において個人情報の利用を開始することに伴い、区の後期高齢者医療システムの改修を行う必要が生じたためということでございます。

次に対象者ですが、個人番号を付する死亡された後期高齢者医療制度の被保険者、それと、個人番号はつきませんが、葬祭費を支払う相手方として葬祭執行者となります。

次に事業内容でございます。葬祭費につきましては先ほど資料5でも説明しましたとおり、平成29年7月以降の全国的な情報連携に伴う情報提供ネットワークシステムによる情報連携の開始に合わせまして、同月から葬祭費支給事務において、個人番号の利用を開始することになります。そのために、後期高齢者医療システムにおいて個人番号を利用できるよう改修することとしたものでございます。

次に諮問事項でございます。「葬祭費支給事務における個人番号の利用開始に伴う後期高齢者医療システムの情報項目の追加について」でございます。保有課、それから登録業務の名称は記載のとおりでございます。

記録される情報項目ですが、1、個人の範囲は先ほど事業の概要で説明しました対象者と同様でございます。2、記録項目は現在の項目に個人番号を追加するものでございます。なお、個人番号は同システム内には常時保有はいたしません。

資料6-1をご覧ください。2枚ほどめくっていただくと資料6-1が出てまいります。平成29年7月から追記される項目が出てございますけれども、一番右下の二重下線が引かれた個人番号ということになります。

その次の資料6-2-1をご覧ください。右下の吹き出しの部分の下から3行目以降でございますが、「なお、『高齢者医療システムサーバー』には、個人番号の入力後、団体内統合宛名等システムに照会するまでの間、個人情報記録」されますという、この間だけ記録されるということでございます。

資料6-2-2を続けてご覧ください。資料6-2-1で取得した個人番号をもとに、個人

番号を確認した上で広域への標準システムに入力していくというものでございます。理由は記載のとおりとなっております。次に、追加の内容につきましては、個人検索機能の追加、個人番号の追加、パラメータの設定となっております。開発を委託する場合における個人情報保護対策では、委託先に個人情報を直接触れさせない。テストデータはダミーデータを使う。実データの検証作業については、区職員が実施するというところでございます。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。「葬祭費支給事務における個人番号の利用開始に伴う後期高齢者医療システムの情報項目の追加業務の委託について」でございます。保有課、登録業務の名称は記載のとおりでございます。委託先は株式会社ジーシーシーでございます。業者に処理させる情報項目でございますが、これは資料6-1のとおりでございます。処理させる記録媒体は記載のとおりでございます。委託理由でございますけれども、現行の後期高齢者医療システム導入業者でございまして、この委託先以外に下記委託内容の実施は困難であるというところでございます。委託の内容は個人検索画面、番号検索機能の追加等、諮問事項の追加内容と同様でございます。委託の開始時期につきましては記載のとおり、平成29年6月7日から平成29年6月30日までを予定してございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策でございますが、区と委託先の契約書には別紙の特記事項をつけさせていただき、区の情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記いたします。また、委託先に個人情報を直接触れさせない。あるいは、テストにおいてはダミーデータを使う。実データを使用した検証は職員が実施するというところでございます。

受託業者に行わせる情報保護対策につきましては、取扱責任者、取扱者をあらかじめ指定し、区に報告させる。2以下は上段の項と同じでございます。

雑駁でございますが、報告終わらせていただきます。

【会 長】追加業務を見ていくと、個人番号3万1,000何百件を打ち込んでもらう作業を頼むわけですか。

【高齢者医療担当課長】被保険者の数が3万1,000ということでございますが、実際に葬祭費の対象となるのは、年間1,500件から1,600件弱でございます。

【会 長】それを打ち込んでもらうわけですか。

【高齢者医療担当課長】打ち込んでもらうということではなくて、実際の打ち込みは職員で行います。

【会 長】項目の追加というのは、個人番号の項目を追加して、各人の個人番号をそこへ入

力するわけでしょう。その作業ではないの、頼むことは。何を頼むのですか。

【高齢者医療担当課長】職員が個人番号を入れられるように項目を追加するという内容の追加のシステムの委託をするということでございます。

【会 長】それだけの話。

【高齢者医療担当課長】それだけでございます。

【会 長】項目を追加するという、番号を入れるのは誰が入れるのですか。

【高齢者医療担当課長】それは職員が直接入れるものでございます。

【会 長】分かりました。何かご質問かご意見がございましたらどうぞ。5と6でやっていますから、どちらかはっきりしてご質問を。川村委員。

【川村委員】資料6-2-1というところで、吹き出しマークみたいなのが、「※本人から」という、「本人から個人番号を提示された際に区システムの操作端末に個人番号を入力することにより」云々と、個人番号が本人のものであることを確認しますということで書かれております。この間のマイナンバーについては、提示は当然行政のほうは求めるということだとは思いますが、ご本人が提示されないという場合でも、例えば、税金等々については問題なく対応されていたわけですが、これは今までとは何か違いというのはあるのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】今までの事務と変わりはありません。ご本人が提示されないという場合は、ご本人に承諾をいただいた上で、こちらで調べて、入力をさせていただきます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】分かりました。あともう1つ、こちらは資料5-1です。5-1のところ、今までと違って情報連携開始後はこうなりますよということでわかりやすく書かれておりますけれども、ご説明の中では今までと違って、これは広域連合に給付情報を報告しなければいけませんよというところなのですけれども、ここでやはりマイナンバーの活用といいますか、そういったものが必要になってきて、他の区でも同じような対応をしているということの理解でいいのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【高齢者医療担当課長】これはもう23区にかかわらず、全国的に同じ作業でございます。

【会 長】川村委員。

【川村委員】ちょっと先ほどのような話になってしまうのですが、マイナンバーそのものの問題もあるのですが、情報をさらに付加していくというところでも、私どももどうなのか

ということはこの間の反対しているところですので、内容は葬祭費の給付情報、これを提供しなければいけないという内容なので、なかなかという感じはするのですが、そういったスタンスといいますか、態度というところで表明しておきたいと思います。

【会長】他に質問かご意見がございますか。そうしますと、5は報告事項ですので、了承するかどうから、了承ということによろしゅうございますか。資料5は了承ということで終了。

それから資料6は項目の追加については諮問事項、業務の委託については報告事項ですが、諮問事項について、何か反対のご意見の方ございますか。反対1名ということで、他の方は承認ということによろしゅうございますか。資料6の諮問事項、項目の追加については、一応賛成多数ということで承認、それから、報告事項については、了承ということによろしいですか。誰か反対はありますか。なければ、業務委託についての報告事項は了承ということで終了いたします。本件の資料5と資料6は終了いたしました。ご苦労さまでした。できれば、資料11までやってほしいと言われておるのですが。

【区政情報課長】本日、資料9までご質疑が終わればよいと思っております。

【会長】資料7と資料9ですね。とにかく2つは何とか頑張ります。そのつもりで。次に資料7、漱石山房記念館講座室予約システムの開発等についてであります。それではご説明をお願いいたします。

【文化観光課長】それでは、漱石山房記念館講座室の予約システムの開発等について、ご説明させていただきます。担当課としましては、文化観光課になります。お手元の資料の事業の概要、こちらに沿って説明させていただきます。目的としましては、漱石山房記念館に設置する講座室の利用者の利便性を向上し、利用促進を図るためでございます。対象者につきましては記載のとおりでございます。事業内容につきましては、1の指定管理、こちらのほうは本年9月24日から平成33年3月31日までの期間、公益財団法人新宿未来創造財団が管理運営を行います。2の講座室予約システムは、記念館内に設置いたします講座室の利用申請、予約や空き状況を手軽に確認できる仕組みを整備し、講座室の利用者の利便性と利用を促進するものでございます。その仕組みとしまして予約システムを導入し、指定管理者の承認を受けた登録団体と、その他の施設利用者の情報にかかわる登録、管理を行います。なお、予約システムですが、経費の削減を図るために、財団が保有する施設予約システム、通称レガシステム、こちらと同様のサーバを使用いたします。予約システムの活用方法と3番の業務内容、4番の対象者数は、記載のとおりでございます。

諮問事項に移らせていただきます。2件ほどございます。3ページになりますけれども、漱石山房記念館講座室予約システムの開発について、こちらについては、データにつきましては3点ございます。個人の範囲は登録団体とその他の施設利用者になります。記録項目ですけれども、こちらは氏名、住所、電話番号、自宅または携帯電話、メールアドレスの4点になります。記録するコンピュータですけれども、レガシステムを格納しているサーバが設置されているデータセンターでございます。新規開発等の理由につきましては、概要で説明したとおりになります。また、新規開発の変更の内容につきましても記載のとおりでございます。開発を委託する場合における個人情報保護対策でございますが、1点目に新宿区セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例を遵守させます。また、システム開発過程では個人情報を取り扱わないで、ダミーデータを使うということになります。新規の開発時期につきましては記載のとおりでございます。

続きまして、諮問事項の2点目になります。4ページをお開きください。「漱石山房記念館講座室の予約システムの外部結合について」でございます。こちらにつきましても結合される情報項目、先ほどの氏名、住所、電話番号、メールアドレスと相違ないものでございます。相手方につきましては、公益財団法人新宿未来創造財団になります。理由につきましては、予約システムの導入に当たりまして、レガシステムと同一のサーバを使用して経費削減を図るためでございます。結合の形式と開始時期、また期間については記載のとおりでございます。情報保護対策としましては、まず指定管理者が使用しますパソコンにはコンピュータウイルスを除去する機能、外部からの不正侵入を防止する機能を備えたソフトウェアを導入いたします。また、予約システムを使用する際には、パスワードによる確認を行います。操作する職員につきましては、個人情報保護及び管理を十分認識するような研修、指導を実施いたします。

以上が諮問事項でございまして、次が報告事項、こちらのほうが4点になるのですが、まず、5ページをお開きください。「漱石山房記念館講座室予約システムに係る開発業務の委託について」でございます。こちらについての委託先は同じく、新宿未来創造財団になりまして、情報項目につきましても先と同じ4点になります。記録媒体は紙及び電磁的媒体です。理由につきましては、現在区立のスポーツ施設を初めとしまして、利用予約については財団が構築、導入した総合受付システムで行っているものでございます。今回構築します講座室予約システムにつきましても、施設利用者が使いやすく、効率的に予約できるよう、講座室予約システムを構築するものでございます。また、財団が構築しているものでございまして、迅速で的確な改修が可能であり、費用も安く短期間で改修、構築ができるものでございます。委託の内容及

び時期、期限につきましては記載のとおりでございます。区が行う情報保護対策につきましては、契約書には特記事項が別紙でございますけれども、それを付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について記載いたします。あとは記載のとおりでございますけれども、4点目に個人情報保護委員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、特定個人情報の保護及びシステム上の安全管理措置を徹底するものでございます。ほかにつきましては表記のとおりでございます。

また、受託事業者に行わせる情報保護対策ですけれども、特筆しているのは3番のパソコンの使用に関しましては、パスワードを設定して、指定された従事者のみ操作できるようにさせる。また、4番目に開発過程におけるテスト及びデータアップには区職員が立ち会うということでございます。

次の4点目になりますけれども、6ページをお開きください。「漱石山房記念館講座室予約システムに係る開発業務の再委託について」でございます。こちらにつきましては委託先、財団ではございませんで、株式会社ワイイーシーソリューションズでございます。情報項目は先と同じでございます。媒体についても先と同じでございます。こちら、委託理由でございますが、再委託先につきましては現にレガスシステムの開発及び保守業務に従事している業者でございまして、システム全体に精通しており、業務を効率的に行うことができます。また、委託の内容、時期、期限につきましては、先と同様でございます。情報保護対策につきましても先と同じでございますが、再委託先の情報保護対策の3番でございます。こちら、再委託先が業務を行うに当たり、無断で個人情報データにアクセスすることのないようにシステム操作権限の設定等のセキュリティ対策を実施するものでございます。

次に移らせていただきます。11ページまでおめくりください。「漱石山房記念館開設に係る準備業務の委託について」でございます。こちら、委託先が新宿未来創造財団になりまして、情報項目も先のとおりでございます。また、媒体についても先のとおりでございます。委託理由につきましては、漱石山房記念館の開設に当たりまして、指定管理者として業務を行う財団に準備業務を行わせ、円滑に業務を移行させる必要があるためでございます。委託の内容、時期、期限につきましては記載のとおりでございます。また、情報保護対策につきましても先と同じでございますが、受託事業者に行わせる情報保護対策につきまして、3番目に記載がございます、指定管理者独自の個人情報保護マニュアルを作成し、新宿区個人情報保護条例と合わせて遵守するものでございます。

続きまして最後になりますが、14ページをお開きください。こちら、「漱石山房記念館にお

ける指定管理者制度の導入について」でございます。これは先の新宿未来創造財団でございます。また、取り扱う個人情報の業務、こちらにつきましては、登録団体と施設利用者の受付及び講座予約システムの登録、予約システムを使用した利用者情報の管理、また個人情報の項目等記載媒体につきましては、先と同じでございます。開始時期及び期限、これは記載のとおりでございます。保護対策につきましても万全を期してございますが、先に説明させていただいたとおりと同様になります。大変雑駁ですが、以上で説明になります。よろしく願いいたします。

【会 長】公益財団法人新宿未来創造財団というのは、組織の規模はどんなところですか。

【文化観光課長】規模のほうは、新宿区の外郭団体ということで、現在、当課におきましても歴史博物館ですとか、林芙美子記念館、佐伯祐三アトリエ記念館、そういったところを指定管理として行っているところございまして、ここの施設を併せて行うことによって、文化的な案内、管理ができるということで、設定してございます。

【会 長】その他、ご意見がございましたらどうぞ。伊藤委員。

【伊藤委員】こういった会議室の予約システムはほかにはいろいろなシステムが区にはあったのですけれども、パスワードをかけるときに、数字で4桁になっている会議室の予約システムがありまして、これもそういう形になるのかというのが気になっていまして、4桁だったら適当に入れていけば当たってしまう可能性が非常に高いということで、最近は文字数が多かったりとか、半角英数字に数字を加えて記号も加えるみたいな、そういう対応をしているところも増えてきているのですけれども、その辺りはどうでしょう。

【文化観光課長】パスワードにつきましては、4桁の数字ということではなくて、またこれは今後考えていきますけれども、アルファベット、大文字、小文字、それと数字をあわせて数桁、4桁以上の数字のパスワードを設定するものと考えてございます。

【会 長】よろしいですか。他に質問。西村委員。

【西村委員】私、この記念館がどういうふうな形で運用されているかというのはよく分からないのですけれども、ここでどういう情報がやりとりされるかという立場から質問したいと思います。まず、登録団体とそれからその他とありますけれども、これは予約の際にとか、あるいは登録されているか否かとかいうようなことが区別されるような登録、受付の仕方をするのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【文化観光課長】こちら、登録団体につきましては、施設自体が文化施設ということになりま

すので、こちらで貸す会議室につきましては、文化、芸術に特化した団体を登録団体として登録するものでございます。また、その他の団体としましては、やはり区内の支援団体ですとか、また子ども関係の団体ですとか、そういった団体を想定してございます。

【会 長】西村委員。

【西村委員】そうすると、そういう方たちに受付を限るといふふうに聞こえるのですけれども、そうした場合にそういうものであるかどうかをどうやってチェックするのか。つまり、よそから何かデータを引っ張ってくるのか、そういうことが起こるのか。そういう業務に関してどういった情報のやりとりがあるのか、それを教えてほしいと思います。

【会 長】ご説明ください。

【文化観光課長】この登録の際に、その団体を証明できるような団体の規約ですとか、そういったもので確認して、しっかりした団体ということで確認したものについて登録をするということで行っていく予定でございます。

【会 長】西村委員。

【西村委員】そうすると確認ですけれども、その際に団体が適切な団体かどうかを審査する一プロセスが中に入っていると。そうしますと、受付のときには受付だけ受け付けて、そして、その審査が終わった後、それに対してこの申請を受け付けたか受け付けないかについてのお返事が来るといふようなことで、旅館の予約をするみたいに、空いてればパッと入れてくるというわけではないのですね。

【会 長】ご説明ください。

【文化観光課長】ご指摘のとおりでございます。

【会 長】よろしいですか。今のところですが、団体の性格なのですか、それとも、会議室の利用目的なのですか。どちらに制限しようとしていますか。

【文化観光課長】団体の性質を第一に考えておりまして、文化、芸術に特化した団体を登録団体とする予定でございます。

【会 長】だから、本来文化何とかではなくても、文化何とかの目的で会議をしたいという場合はだめなのですね。団体の性格でいくということになります。

【文化観光課長】失礼しました。先ほど説明させていただいた団体と、あとその他の団体ということで、それ以外の団体も使用できることになりますけれども、やはり文化、芸術をその会議ですとか、講座とか行う内容でするものについても対象にさせていただきます。

【会 長】分かりました。他にご質問、ご意見はございますか。これはいっぱいあるのだけ

れども、何かまとめて承認してもいいけれども、1つずつやりますけれども、これは沢山ありますので、何か、どれでもいいのですけれども、ご質問かご意見がありましたら今のうちにお聞きください。ないようでしたら、諮問事項からいきますね。諮問事項というのは、予約システムの開発をすることと、外部結合、外部結合は新宿未来創造財団ですね。それに外部結合するというのが諮問事項なのですけれども、この点につきまして何かご意見、反対とかありましたら。なければ、諮問事項ですから、承認ということで終わらせてますが、よろしいですか。

では、今の諮問事項2件につきましては承認、それから報告事項については、開発業務の委託と開発業務の再委託、それから準備業務の委託と、指定管理者制度の導入についてという4項目が報告事項になっておりますが、何かご意見がありますでしょうか。なければ、了承ということでよろしゅうございますか。報告事項4件はいずれも了承ということで、資料7は全て終了いたしました。ご苦労さまでした。

次に、資料9「マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく権利変換計画認可に係る調査業務の委託について」であります。それではご説明をお願いいたします。

【住宅課長】所管課住宅課より、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務についてに関する調査業務の委託について、ご報告したいと思います。

まず、この事業の概要でございますが、資料9、その2ページ目です。事業名、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく事務ということで、担当課は私ども住宅課でございます。この事務の目的は記載にございますとおり、区分所有者によるマンションの建替え等の円滑化を図ることにより、マンションにおける良好な居住環境の確保及び地震によるマンションの倒壊等の被害から生命、身体、財産の保護を図り、もって生活の安定向上と経済の健全な発展に寄与することを目的として作られました法律に基づく事務でございます。対象者といたしましては、区内に所在し、立替えを行う予定のマンションに係るマンション建替組合の組合員、要はもとの所有者の方です。それから、組合員以外の権利者の方、これにつきましては、区外の居住者も含む形になります。

まず、そもそもの事業の内容でございますが、こちらのマンション建替え円滑化法、これは平成14年に施行されまして、当初、認可権限は東京都知事でしたが、23年に区のほうに認可がおりてきました。これの実績につきましては、東京都時代に3件、現在新宿区時代になってからは3件が継続、建替えの事業中でございます。

概要につきましては、資料の一番後ろのところにフロー図がありますので、フロー図の中で今回の委託との関係について説明をしたいと思います。こういった形のフロー図の部分です。

一番最後のページにあると思いますが。

【会 長】資料9-2ですね。

【住宅課長】そうですね。資料9-2の表面になると思いますが、マンションの建替えにつきましては、そもそもの従前の権利の方の権利を1回確認し、それを従後の権利に移していくような形になるのですが、そのための手続というのは実はこちらに黄色く左の欄にあるように、沢山の手続がこなされていくのですが、その中で個人の所有者の権利、財産の価格であるとか、所有権の種類等をチェックするのは、この赤く囲まれている部分、ここにあります受理審査、この中でその業務を担うことになるのですが、その部分を今回委託していきたいという考えで報告したものでございます。

この建替え、これにつきましては先ほど申し上げたとおり、既に新宿区内で3件ということで、この業務に既に着手が終わっているもの、これが実は資料が戻って申し訳ないのですが、2ページ目の裏面のところにあります25年のときに1件ございました。本来、このときに報告すべきものでございましたが、そのときには報告できず、大変申し訳なく思っております。改めて今年29年に2件目が出てきております。また3件目、まだここに至りませんが、今後ここに進んでくるものを含めて3件が動いているわけですけれども、改めてこの機会にご報告するという形で、今回この時間をとっていただいたものでございます。

では、資料の3ページ、こちらにつきまして「マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく権利変換計画認可に係る調査業務の委託」ということで、先ほどの赤く囲ったこの業務、これ自体を委託することについて報告をしたいと思っております。委託先といたしましては、現在未定でございます。これにつきましては案件ごとに随意契約という委託先になりますが、太い括弧に記載のところですが、権利変換計画書の作成に関する実務業務経験のある不動産鑑定業の登録業者、これが一般にこういった土地建物の権利関係及び評価についての特別な知識があるということで、かつ、公正な判断ができるという事業者ということで、この方々に委託をしていきたい。委託に伴う事業者に処理させる情報項目ということで、1、マンション建替組合の組合員と、組合員以外の権利者にかかわる情報の項目として、記載にありますとおり、住所、氏名、印影、生年月日、権利に関する情報と種類、例えば、所有権なのか、借地権なのか、内容、共有なのか、占有なのか、価格、それから清算金予定額、金額です。そういったことも個人情報ということで扱うことになります。

また、建替組合の審査員というのがあるのですが、本人たち以外の第三者機関の者が審査をする、そういった者もいるのですが、その方々の住所、氏名、印影、生年月日等が個人情報に

該当する。処理させる情報項目の記録媒体としては、紙及び電磁的媒体、どうしても沢山の人数の権利関係を整理、順番を変えたりチェックしたりするときに、集計、整理する一般に名寄せという行為ですが、そういったことが必要になってくるので、電磁的媒体のほうの活用もあります。

委託理由といたしましては、専門的な知識が必要ということで、そのものに委託をした上で申請手続の権利変換の決定手続、それから内容の法令、公平感、そういったことをチェックしていくというものでございます。そのために委託の内容といたしまして、権利変換計画の決定に当たる手続、それから権利変換計画で定めなければいけない事項、権利変換計画書の作成基準、こういったもののチェックをする作業を委託します。

委託の開始時期につきましては、本審議会に報告後から6月中旬程度まで、おおむね2週間程度の業務になると考えています。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策、委託に当たりまして、4ページ、5ページ以降の特記事項を付すということ。それから、委託に係わる個人情報については、区の職員が事業者の事務所まで運搬を行う。3つ目、委託業務の履行後、区職員は速やかに区が提供した個人情報を回収し、書類の紛失等がないかを回収時に確認いたします。また、必要に応じて立入検査も実施して、個人情報の管理体制のほうの確認をしていきます。

委託事業者に行わせる情報保護対策といたしましては、取扱責任者等の指定、それから保管場所の指定、なお、その保管場所については区の職員も確認します。作業場所の指定、提供された情報の複写及び複製は行わせない。またID、パスワードの設定は指定された従事者のみの操作とさせるように、保護対策としていきます。

また、最後に委託に当たりまして、委託業務の履行後は速やかに情報については返還をさせることと、その際にパソコン内の状況についても区の職員のほうで確認し、データの消去のほうの確認をしっかりとやっていきたいと考えています。報告のほうは以上です。

**【会長】**これはこういうことに、民間マンションの建替えですよね、それに関与すると何か補助金かお金が出るのですか。何でこういう制度があるのですか。ご説明ください。

**【住宅課長】**民間のマンションの建替え、本来は区分所有法という法律で、5分の4の同意があれば建替えができますということになっておりますが、区分所有法上はそこまでしか制度が決まっていなくて、具体的にどうやって進めていくというのはもう任意だったというのがこれまでの時代なのですが、実際にはそういった中でお互いの権利関係を本来であれば、解体になれば1回登記で滅失して、また新たにつくれば普通の建替えなのですが、そうやるとなかなか

事業が進まないというところで、法律として一種の再開発手法を取り入れて、従前のAという権利が一瞬のうちにBに移りますよという計画を最初に事前につくって、それを行政のほうで認可をしてチェックをした上で、それに基づいていくとなると安心感もあるわけなので、そういったことで促進が図れるだろうということで、区分所有法に基づく建替えに加えて、その中に今度マンションの建替え等の円滑化に関する法律の考え方も入れて、マンションの建替えをスムーズにしていきましょうという新しい、新しいといっても21年ですから、そういった制度ができた、そういうものでございます。

【会 長】それはお金は絡んでいないのですか。国だとか都からの、区なりの補助金があるとかそういうのはない。

【住宅課長】まず、このマンション建替え促進法に基づく中では、そういったお金のやりとりというのはないですが、ただ、その計画の中で地域に寄与するような計画、例えば、マンション建替えをして、さらに空地を設けるということであれば、総合設計制度、開発諸制度に類似した容積の緩和等というのを与えられる場合もありますが、それは必須のものではないので、そこは協議の中でこういう計画をつくった場合にはこういったボーナスというのもあり得るという仕組みになっています。

【会 長】可能性があるということですね。わかりました。ほか、何か質問かご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】以前はこれ、都道府県知事が権限を持っていたと。この時期にも今回お話に出てきているような事業者には審査は委託していたのでしょうか。

【会 長】ご説明ください。

【住宅課長】東京都のときにまた23区に、区のほうに移管された中で、委託をにかけているところはそれほど事例としてはないと思います。そのかわり、逆に申請の事例が多くて、職員のほうがそれだけのノウハウを蓄積できるということは委託をかけていないのですが、私どものように、年に1回、2回、あるかないかという状況のところだと、なかなか不動産鑑定知識も貯まらずというところで、そういったところでダブルチェックの意味で委託をかけるというものでございます。

【会 長】三雲委員。

【三雲委員】委託をかける理由として、不動産鑑定業の方であれば、公正な判断ができるというふうに書かれているのですけれども、公正な判断というのはどういう部分で関係してくるのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【住宅課長】 基本的にこの権利変換、従前の権利から従後の権利に変換する計画書自体は、組合員さんの中で作って、先ほど申し上げました、建替組合の審査員が第三者として判断をして、その中にも不動産鑑定等の経験がある方がチェックをした上で、それぞれがバランスよく作られていますねと確認をした上で我々に上がってくるのです。

とはいえ、その中でも結局、明らかに例えばこのAさんだけ多い、悪いというのを同意はしていてもおかしいのではないのというのをチェックができるかどうかというところでは、やはり経験がある人のほうがよろしいだろうということで、そういったチェックの意味の公正という考え方です。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 当然、この権利返還計画書の作成というものにも不動産鑑定士の方が係わるというふうになっているようなのですけれども、そうすると、Aという不動産鑑定士の方がこの作成に係わって、なおかつ、同じ事務所の方がチェックをするというような、ある意味、利益相反的なことが起こらないような仕組みというのは、どうやって担保するのでしょうか。

【会 長】 ご説明ください。

【住宅課長】 基本的には、今回チェックするので一時的なチェックは建替組合の審査委員の方たちがやっているという前提があって、そのダブルチェックのためにやっているのです、同じ会社ではないというところについては、もうこちらの方の名簿のほうは、我々は認識しているので、その契約の中で随意契約ですから、その人たちと違う第三者のもう1個別の目で見るという視点の中から業者のほうの選定をしていくという形になります。

【会 長】 三雲委員。

【三雲委員】 先ほど、あらかじめある特定の不動産鑑定士の1人の方に来たらお願いしますねというそういう包括的な委託にかかっているのではなくて、案件ごとに来たときには名簿の中からお願いできる方を探すという、そういうことになるのですか。

【会 長】 ご説明ください。

【住宅課長】 委員のご指摘のとおりでございます。

【会 長】 他によろしいですか。鍋島委員。

【鍋島委員】 私、やはり期間にこだわるのですけれども、これの3ページの委託開始期間及び期限なのですけれども、これはもう終わっているのですか、26年3月11日から26年3月20日で、それで本業務の委託はその後、今も続いているのでしょうか、どうかというのと。

それでやはり最後に消去させるとかいろいろあるのですけれども、これは調査ですよ。調査でこの時期まで長いこと続くという調査があるのかどうかというのを教えていただきたいです。

【会 長】ご説明ください。

【住宅課長】先ほど申し上げました中でも若干触れているところなのですけれども、この実際の業務の委託自体は、6月から、本審議会終了から本件については6月中旬ごろまで。ここに書いてある完了案件というのは参考として前回にもう既に完了したもの、平成26年ですね。その3月11日から大体おおむね1、2週間でできていますよと参考として載せた数字でございまして、大きな業務、マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく権利変換計画認可に係わる調査という業務は延々続いているのですが、その中の一部分、一部分で実際の委託業務が発生していくというところになるのです。ここに書いてある、26年3月11日から3月20日というのは、前の時の委託の参考的な期間を示したものになります。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】これは調査なのだと書いてあるので、調査ですね。調査が長いこと続くということですね。ちょっと私はわからない。

【会 長】これは今のは、前にもう既に終わって本当なら。

【住宅課長】マンションの建替えが、Aの建替えがあったときに、Aの調査をするのですね。今度はこっちのほうでBの建替えが始まりました。そのときにBの調査をするというところなので、大体その1個1個の調査が2週間ぐらいつつで、しかもその委託先は、それは個別に毎回違う会社にやっていくのです。

【会 長】鍋島委員。

【鍋島委員】違う会社に。

【会 長】ご説明ください。

【住宅課長】そうです。

【会 長】よろしいですか。他に、どうぞ。三雲委員。

【三雲委員】これはそうすると、委託の開始時期及び期限が6月中旬ごろまでになっていますけれども、また来年度とか、今年度の中ごろ以降にまた新しい案件が来たときに、またこちらに報告が上がってくるのですか。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】今のご質問でございますけれども、25年度に事案としては発生したのものも含めて今回初めてご報告させていただきましたけれども、この調査業務の委託自体は、今後、

今回ご報告をさせていただきましたので、次年度以降発生した場合には、こちらにはお諮りをせずと同じ内容で別の業者にはなりますけれども、委託をしていくという趣旨でございます。

【会 長】他にご質問かご意見はございますか。今の問題は、特別これで反対するのではないにしても、ちょっと問題ですよね。委託業者をあまりここでは確定させていないから、委託業者によって委託先がAかBかCかで問題があるとすれば、やはり本当はA、B、Cをかけるときに、声を掛けてもらわないと。どういう個人情報の管理が行われるか分からないので、Aという業者を1年間ずっと使いますよというのは何となく分かるのだけれども、どれを使うか分からないですよというのもちょっと何か不確定な要素が多いなとは思いますが。特別今それを議論するのではないけれども、三雲委員がおっしゃっているのを聞いていて、やはりちょっと今後考えたほうがいいかなというところはあります。

【会 長】事務局。

【区政情報課長】今、同一の業務内容の場合は、業者が関わった場合でも年度毎にご報告するという事は行っていませんでしたけれども、今のご発言といいますか、ご指摘がございましたので、一応課題として認識して、今後の検討事項というふうにさせていただきたいと思えます。

【会 長】そうですね。報告事項にするかどうか、今すぐここで私がしなさいという気もないので、ちょっとご検討ください。それはそれとしまして、今日、関わっている議題、マンションの建替えの件につきまして、ご質問かご意見はございますか。なければ、これは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。本件は了承ということで終了いたします。

問題はあと議題が残っていますけれども、事務局のほうでどういうふうにお考えでしょうか。

【区政情報課長】恐れ入りますが、本日資料10以下、資料10から14については、次回の7月6日を予定していますけれども、そちらのほうに継続的に審議ということで持ち越しをさせていただきたいと思っております。その上で、ちょっとお詫びといいますか、ご確認がございましたが、資料10については、情報公開と個人情報制度の毎年の運用状況報告でございます。また、本日机上配付をしたばかりということもございまして、次回改めて時間をとって、質疑の時間を設けさせていただきたいと思っておりますけれども、両制度の規則で6月末にこれについて公表するということが義務づけられてございますので、公表の前に「広報しんじゅく」の6月25日号で公表する、その前に議会のほうにもご報告をするという手続を次回、7月になってしまいますが、その前にそういった手続が進むということについて、ご了承をいただけ

ればというふうに思っております。

【会 長】資料10につきましては、一応、これは上程したことにさせて構いませんので、上程したことにしまして、委員の意見は次回に聞くということにしたいと思います。それでよろしいでしょう。そのほうがいいと思うのですよね。きょう配付された資料、これもこのとおりか書面のとおりということにして、上程したことにしておきます。それで継続審議ということにしますので資料10は後。それ以外のものにつきましては次回以降、資料11以降は次回の議題にします。これでよろしいですか。

これをもちまして、本日の審議を終わりたいと思います。本当に長時間延長になりまして、皆様にご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。それでは、何か事務局のほうから連絡事項がありましたらどうぞ。

【区政情報課長】事務連絡でございます。次回の審議会でございますが、来月7月6日木曜日の午後2時からを予定してございます。会場は同じこちらの第3委員会室になりますので、よろしく願いいたします。

【会 長】本日はどうもご苦労さまでした。次回もよろしくお願い申し上げます。

午後 4時25分閉会